



体とともに船曳場に打ち上げられて、船底に足をはさまれて負傷したという例がございます。この場合には、療養給付並びに休業の給付をいたしております。これは金額をいたしましては、療養給付が二万七千六百二十円、それから休業給付が四万二千九百六十六円、こういう例がございます。

その他、北海道におきまして、北海道の江差の沖におきまして、三十四年の三月十四日に、機関故障のため航行不能となった漁船の曳行を手伝っておられますうちに、強風と波浪のために、乗っておられます船が転覆しまして、海中に投げ出されて行方不明になって溺死した、こういう人もございます。これに對しましては、遺族に遺族給付を三十七万円、葬祭費を二万二千二百円出すというようにいたしてあります。そのような例がございます。

○委員長(三木與吉郎君) この際、委員の変更について御報告いたします。本日、鳥島徳次郎君及び井野碩哉君が辞任され、米田正文君及び井川伊平君が選任されました。

○大倉精一君 あと二、三お尋ねしたいのですが、表を見ますと、昭和二十九年からこちら打ち切り給付になったという例がないようですが、大体その治療するまでの期間はどのくらいあったのですか、今まで平均といえますか……。

○政府委員(林坦君) 大体二カ年が最高のものでございます。○大倉精一君 そうすると、ほとんどこの法律を作っても、適用される例が少ないように思われるのですけれども、この療養給付というのは、大体一日にど

のくらいの金額になるのですか。○政府委員(林坦君) これは療養費を全額支給する建前になっております。これは全額支給する建前のものでございまして、ちよっとまだ経費を日数で割ってみませんと、詳しい一日当たり幾らというのが出てこない。ちよっと資料まだ製作いたしてありますから……。

○大倉精一君 私の質問する趣旨は、たとえば三年たつてなおらない場合は、今までは七十何万円ももらえる、つまり日当六百円です。三年三カ月でなおるといふ場合、今までは七十七何万円ももらつて、その中から三カ月分の治療費を出すのだが、そういう例がかりにあるとすると、これは一体継続療養して、療養費をもらつた方が得なのか、あるいは打ち切つてもらつた方が得なのかという問題もあるのですけれども、この法律案には、本人の希望というものはないわけですね。打ち切り給付をもらいたい、あるいは継続給付をもらいたいという希望はないわけですね。

○政府委員(林坦君) これには今言つた本人の希望というものはございませぬが、たとえば労働者災害補償保険法の関係から申しても、こういう傷につきましては、最後まで治療するまで見て見るのが当然だといふ建前で、こういうふうになつてゐるわけでありませぬ。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御発言もなければ、これをもって質疑を終了し、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言

もなければ、直ちに本案の採決に入ります。○委員(三木與吉郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお、報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願います。

○委員(三木與吉郎君) 次に、運輸事情等に関する調査を議題といたしまして、警察庁当局より御説明を願います。○説明員(西垣秀正君) それでは御指名をいただきましたので、今警視庁で考へております案を御説明申し上げます。

案と申しますのは、これはこの前の十四日の日に、大体最後案をまとめまして、関係当局並びに業界などいろいろ御説明を申し、これに對していろいろ討議をしていただいて、そして大体これでいいということでございませぬ。公安委員会の決定を待つて、今見通しでは、大体五月の上旬くらいから実施をいたしたい、こういうふう

に考へておるわけでございますが、今度の規制の対象になりますのは、大体東京都内のたぐさんの道路の中で、特に六路線を指定いたしております。一つは、この日本橋からずつと走ります第一京浜国道、それからもう一つは、この桜田門から多摩川大橋に参ります第二京浜国道、それから、それにちよつと付随しておりますところの中

原街道、それからこの海岸通り、それからこの上野から新橋一丁目までに至ります昭和通り、それから上野から北に走つております陸羽街道、この六本の線が今度の規制の対象に相なつております。

それで、その規制のおもな内容を申し上げますと、第一点といたしましては、世上だいた問題になつておりましたトラックの問題につきましては、今回は見送りとしておきます。でございませぬから、大型トラックの通行禁止あるいは立ち入り禁止というふうなもの、今度の措置には入っておりませぬ。それからあと、その他のおもな規制を申し上げますと、右折禁止、それから一方通行、それから駐車禁止、横断歩道以外の横断の禁止、まあおもな規制の状態はそういうふうなものでございませぬ。

それから、規制とはちよつと申し上げられないのでございませぬが、むしろ規制を緩和した点もございまして、それは、たとえば電車の軌道の上に敷いてあります。われわれは軌道敷と申しておりますが、その軌道敷の通行は禁止されておるわけでございますが、道交法では禁止されておるわけでございますが、これを認める、この路線については認める。それから左折――人が通つておられますときに、もちろん左折できないわけでございますけれども、もし人が通つていないときには、左折だけはよろしい、こういうふうな幾らか規制を緩和した面もございませぬ。結局こういうことをいたしまして、とにかく非常に混雑をしておる東京のおもな路線を幾分かでも円滑化したいというところがねらいでございます。

大体東京では、東京都内に現在六十幾万台の自動車があるようでございませぬが、毎月一万台ずつふえておる。それだんだんこの道路が交通ひんぱんになりまして、よく羽田街道をお通りになつて羽田の飛行場までおいでしようという方で、時間におくれてしまつたというふうなことがあるようでございませぬが、できるだけそういうことのないようにということでやつておられます。それで、これをやりましてつきましては、相当膨大な調査をいたしまして、そしてまた、調査の結果、一応これだけの路線を今度の規制の対象にいたしておる次第でございます。

それから、この規制につきましても、まあ車は直線でも走る人にとつては非常に利便なものでございませぬが、結局ここで右折をしたり、あるいはこつちへ行つたりしなければならぬ人には、ある不便は確かにあるわけでございます。まあ交通規制という問題は、そういうふうなプラスの面とマイナスの面とが絶えずつきまといつておられます。これをまあ天びんにかけて考へてみなければいけないわけでございますが、とにかく、今の状況では、放置することのできない状況になつておるという判断のもとに、こういう規制を設けたわけでございます。しかし、今度の規制はトラックを除外いたしてありますので、今までやつておらなかつた規制を新たに規制をやつておるといふ点はございませぬ。ただ、たとえば右折禁止の箇所を数多く禁止の箇所に加えたというふうな結果に相なつてお

ります。ごく概略でございますが、以上一応





高くなる、あるいは荷主の負担が多く  
なるという、大へんな問題が出てくる  
んです。ですから、そういう面につ  
いて、関係方面と十分に研究をされな  
きゃならぬのですけれども、そういう  
態勢はできておるんですか。

○説明員(西垣秀正君) お説の通り、  
非常に重要な問題でございます。ま  
た、重要な問題でございますから、われ  
われとしては、大いに研究をしなきゃ  
なりませんし、また、関係当局とも  
できるだけ連絡をしたいと思つており  
ます。これはもちろん、そういうふう  
な具体的な、ただ抽象論だけじゃなく  
て、具体的にそういうことで進めて参  
るように、東京都警視庁の交通部にも  
連絡したいと思つております。

○大倉精一君 そういう協同態勢を作  
るのは、どこで作るんですか。どこが  
イニシアをとって、そして、どこでど  
ういう手続でもってそういう態勢を作  
るんですか。

○説明員(西垣秀正君) これは、現在  
でも運輸当局なり建設当局なりと、常  
時いろいろな会合を持っておりますし  
て、いろいろな委員会とか審議会の名  
前のつくものだけでもたいぶございま  
すし、また、そういうようなものだけ  
でなくて、随時やつていかなければい  
けないと思つております。しかし、今  
度の規制をやりますのは、当然警察で  
ございまして、やはり警察が中心に  
なつて、この問題については、今おつ  
しゃつたようなイニシアをとつていか  
なければならぬのではないかと私は  
思つております。

○大倉精一君 どうも、その態勢がで  
きておらぬように思つておるんです。で  
すから、あなたの方はあなたの方でお考

えになって進めておいてになる、ある  
いは運輸省の方は運輸省の方でもつ  
て、いろいろな考えを持っておられ  
る、あるいは建設省の方は建設省の方  
でもつて、いろいろな考えを持ってお  
られる、こういうことでもつて、随時  
寄り合いをやつて相談なさるかもしれ  
ませんが、常置的な態勢というものを  
作る必要がある、この大きな都市交通  
の当面緊迫した問題は、ですよ。――  
きょうも実は私、羽田に飛行機で着い  
たんですけれども、十時半に着いて、  
ここまで来るのに十二時になつちゃつ  
た。ひどいものですよ。ですから、こ  
ういふものを当面直ちにやらなきゃな  
らぬのですけれども、にもかかわら  
ず、そういう態勢ができていない。こ  
れは私は、ますます混乱が起るの  
じゃないかと思つて、さらにも、十日  
の日経を見ますと、警視庁の方では、  
踏切の問題について、陸運局あるいは  
私鉄の方に要望されたようでありま  
すが、これについて、新聞に出ており  
ますのを見ますと、意見が食い違つて  
おります。

あなたの方では踏切の廃止ないし車  
輛の通行禁止あるいは改善等を希望し  
て要望されている。ところが運輸省の  
陸運局の方では、そういうものは踏切  
保安基準があるから、それにのつとつ  
てやつているから差しかえないとお  
つしゃる。ところがあなたの方は、  
あれはもう前の基準であつて、人間の  
ための基準はできてないからだめだ  
とおつしゃる。こういうことでは、踏切  
一つとっても、そういう状態であつて  
は、大きな都市交通の規制について  
いわけぬ関係各方面の協力態勢とい  
うものができてない、できてないままに

進めている。とりあえずできるものか  
らということですが、こうなります  
と、やはりそこから、よけいな混乱が  
出てくるような気がするのですが、そ  
ういふ点についてはどうなんでしょうか。

○説明員(西垣秀正君) これはお説の  
通りで、実際、現在いろいろございま  
す委員会とか審議会とかを、できるだ  
けひんばんにやつたり、あるいはそち  
らの方で会合を進めていくというこ  
と、それからまた随時やつていくとい  
うことしか手が無いのではないかと、そ  
れにはやはり、できるだけ警察として  
活動的に動いていくということが確か  
に必要でございます。また御指摘の通  
り、これから大いにそういう点につき  
ましては、意見を交換してやつていき  
たいと思つております。非常に今の御  
質問に対してはピンとこない答弁で  
ございすけれども、われわれとして  
は、できるだけ努力をさせていただ  
きたいと思つております。

○小西井義男君 今の答弁に因連して  
ですが、自動車局長に、ちよつとお尋  
ねしますが、総理府にある交通対策本  
部、あれの委員になつておられると思  
うのですが、ああいうところでは、今  
問題になつていような点は扱わな  
いのですか。

○政府委員(國友弘康君) 総理府の交  
通対策本部におきましては、根本的な  
交通問題も扱つておりますが、当面  
東京都におきまして交通規制は、むしろ  
東京都の問題といたしまして、警視  
庁、陸運局、その他東京都建設局等が  
打ち合せておりますので、大綱的な  
ものは、交通対策本部で取り上げるこ  
とがよろしいと思つておるんですが、首都  
交通対策審議会というものが東京都に

ございまして、むしろその首都交通対  
策審議会で、いろいろ交通規制の問題  
あるいは通勤、通学交通の混雑緩和の  
対策の問題というふうなものも取り上  
げている状況でございます。

○大和与一君 自動車局長にお尋ね  
いたします。今のお話ですが、たとえば  
鉄が、さつきもちよつと話が出たけれ  
ども、各駅の荷物の取り扱ひをやめ  
て、あるいは木材とか石炭はどこど  
こ、こういうふうにするという案があ  
ると、こういうふうにするとか、時間  
をどう見ているんですか。これは根本  
的に東京都内の交通の流れが全然変わ  
つてしまふわけです。そういうことは  
今のところは打ち合はせをしたことあり  
ませんか。

○政府委員(國友弘康君) この大型ト  
ラックなり、あるいは配達なりにつ  
いての規制をいたしますことは、当然  
のようになつて影響してくるのであり  
まして、この点につきましては、抽象  
的な打ち合はせというか、そういうこ  
とはいたしておるんですが、具体的な  
問題につきましては、まだ詳細のこと  
の打ち合はせをするという段階まで  
できておられません。

○大和与一君 それで、さつき警察庁  
の方にだぶ無理な質問をしたんです  
が、局長さんにお尋ねするだけだと  
も、そうなる、警察関係の方は、権

限の委員、中身の問題はあるんです  
が、やっぱりぐんぐん締めつけられた  
中で警察関係の方は、どうにもならぬ  
からと、音を上げながら、できるだけ  
対処している、こういうふうになるん  
でしよらね。やっぱりもうちよつと大  
きな面で見ることがある。

私は、東京都の何といひますか、今  
の交通対策委員会があるとすれば――  
たとえば陸運局なり東京都なりが中心  
になるのであれば、だが、一体指  
導性をもつてめんどう見ているのか、  
そこがはつきりせぬと、みんなお互い  
に譲り合つたら、ちよつとも話が進ん  
でいかぬと思つておるんですが、その  
辺はどうか。陸運局が主としてめん  
どうを見ているんですか。

○政府委員(國友弘康君) 交通規制を  
のものに關しましては、警視庁であり  
ます。ただ今のような、たとえば小口  
混載の問題、ダイヤをどういふふう  
にするとか、あるいは駅からの配達を、  
どういふふうにするとか、時間をどう  
いふふうにするかとか、時間とかい  
ふような問題に關しましては、陸運局  
は、相當な専門知識をもつておりま  
すし、関係の国鉄とか、あるいは関係  
業者もあることでありますから、そ  
ういふ方面の意見をとりまとめまして、  
警察当局の方と連絡をするということ  
であらうと思つておるんですが、これは十分  
な連絡を業者ととりながらやつてい  
かなければいけないと思つておるん  
です。

○大和与一君 その交通規制というこ  
とが、警察関係であることはよくわか  
るんですが、そこに提案されたような、こ  
ういふ一つの例があるんです。これも  
やっぱり一つです。

だから、それに至る客観的な情勢が、たくさんあるわけですが、総合的な判断があるいは改良するといふ交通調整を行なわないで、やはりこれをやったら、さつき言ったように、問題がないところを、やっぱり暫定措置として最善を尽くしてみようじゃないかと、善意はわかるんです、よくわかるけれども、これじゃやっぱり、根本対策ないですよ。だから私の言っておるのは、できれば、そういう交通対策を本部でも考えてもらいたいということ、この前総務長官がこられたから、言っておきましたけれども、そこで考

えておられるだろうけれども、特に東京都が一番ガンが多いんだから、東京都の今おっしゃったことについて、陸運局だけにまかせないで、やっぱり運輸省の方で積極的にやっていかないと、これは東京都内のこととは都内で、だから交通規制については、これは警察だとしても、警察として幾らやっても限度があつて、上向いたら、大きなものがかぶさつてきたからと、いつも一生懸命さばっているけれども、とてもさばき切れないですよ。そういう点で、私はやっぱり局長の積極的なお骨折りを期待したいんですよ、それについて、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(國友弘康君) その点につきましては、確かに私も、運輸省本省においても考えなければいけない問題であると思ひます。でありますから、総理府等においても、当然根本的な問題については、それらの関連事項を取り上げられると思ひますが、私どもも、東京都の問題であるから、東京都

に勝手にまかしておくといいことではなしに、どういふふうに法規制をすべきか、あるいはどういふふうな扱いをすべきかというふうな点について、私どもの方でも、鋭意検討をし、警察庁当局とも打ち合わせたいと思ひます。

○大倉精一君 これは、だれも聞く人がおらぬのですが、こんなことじゃこれは私は重大な局面に當面していると思ふ。都市交通といふものは解決できぬと思ふのです。私の方でも研究して、極力相談してやつてゆくといいようなことではだめだと思ふ。

ある人に言わせると、ほんとうの交通政策を知っている人はおらぬといふふうに極言する人がある。何々委員会とか、審議会とかできてはいるけれども、都市交通の政策を知っている人は一人もいない。ですから、そういう間に、都市交通政策の問題があると言っている人もいます。これはここで、ちょっと聞いても、だれに聞いていいか、ちょっとわかりませんが、どうですか、これはあなた方は、第一線を担当しておられるのですけれども、そういう感じがしませんか。たとへば首都交通対策審議会にいたしましたも、この前、資料を要求しておいたのでありますけれども、専門家が入っていない。あるいは内閣交通対策本部の総務長官、これは専門家じゃない。取りま

と云つてもいいと思ひます。態勢ができていない。いかがですか、皆さん、愚問のないところ、こういうことを感じませんか。

○説明員(西垣秀正君) これは、もうお説の通りでございます。それで私たちも、それを大いにやりたいと思つておりますが、結局、現在許されている範囲内の交通規制をやつていっているのが、確かに今のところ現実でございます。

交通規制という問題は、これは、日本におきましても、ごく最近非常にやかましく言われた問題でございます。学問的にも、また現実の実施面におきましても、まだ、ほんとうに未開拓でございます。ですから、われわれとしまして、この面につきましては、は大いに勉強して、今の御指摘のような点につきましては、できるだけやりたいという覚悟はもっておりますが、私たちが、なかなかできません。そういうふうな御指摘の線に沿つて、われわれも大いに勉強してゆきたいと思ひます。

○大倉精一君 局長は、どうですか、御感想は。

○政府委員(國友弘康君) 私も実際、今の交通行政と言いますか、自動車行政と言いますか、非常にうまくいかない。その原因は、権限が非常に各省に分属していることだと思ふのです。それで、実は昨年の国会で当運輸委員会でも、あるいは地方行政委員会でも、非常にその問題が取り上げられたわけですが、そこで、交通対策本部の設置というふうな形にもなつて参つたわけなんです、私思ひます

のに、それじゃあ、そういう権限が方々に分属しているのを、一挙に一掃にするといふことは現在できるかといえ、それはできませんので、やはりおのおのが権限としておられますものを、お互いに連絡を十分にして、できるだけいい方向に活用していくといふことだと思ふのですが、そういう意味で交通対策本部の設置されました理由の大きな要素が、そこにもあると思ひますので、根本的な交通規制を、どういふふうにするかとか、あるいはそれを法律的に、どういふふうにするか、具体的に、どういふふうにするか、具体的な、どういふふうにするか、というふうな問題に關しては、交通対策本部でも、そういう議題を出しまして、審議をしていただくと同時に、具体的な問題に關しては、やはり東京都を管轄いたします地方機関との常時連絡といふことは、やはりやつていかなければならぬと思ひますので、そういう方向を警察庁と、東京都とも打ち合わせまして、地方におきまするそういう連絡といふことも、十分にいきますように、そうして、それらを受けての中央におきまする打ち合わせ、あるいは連絡、すなわち交通対策本部を活用するといふことが多いと思ひますけれども、そういう方向づけをやつていきたいと思ひます。

○大倉精一君 きょうは、これ以上質問をやりませんが、今までのいろいろな状態を見ておられますといふと、取り締まりをされる警察の方と、輸送調整をされる運輸省の方と、どうももうまくいっていないですね。たとへば車庫のない自家用車はいけない、車を路上に放置してはいけないといふことになつておるのだが、それ

を警察の方から、陸運局の方にいろいろ要請をしても、なかなかうまくいかない。あるいはまた、その他の問題でも、なかなかうまくいっていないらしいのですけれども、これは一つ抜本的にやらぬと、局長の話では、なかなかそう簡単にはいきませんと言ひ、簡単にいかないままに、この都市交通を、いよいよ思ひつき的にやつておつても解決はつかないわけですね。ですからこれは一つ大いに、あなたができなかったら、少なくとも連絡協議だけは密着してやつてもらつて、その間に行政機関でできなければ、やはり議會の方で、何とか監督せねばならぬといふことになると私は思ふのです。

○委員(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけ下下さい。

○小酒井義男君 ただいままでの問題と少し違ふのですが、最近交通対策本部の会合といふものは持たれているのでしうか、自動車局長にお尋ねをいたします。

○政府委員(國友弘康君) 交通対策本部の本部長は、御承知のように総務長官であります。委員は、事務次官がなつておりますが、幹事会は最近数回開きました。さらに、一番最近の交通対策本部の委員会は、はつきりいたしません、あした、たしか開かれると思ひます。この問題につきましては、

この前の委員会で総務長官からお答申を申し上げたように、ダンブカーの問題を取り上げます。さらに問題につきましては、取り上げていくことになると思いますが、現在までの状況は、そういうことでございます。

○小酒井義男 実局長、御存じでしょうか、この前の予算委員会、この専用線の、列車回数の少ないところで、自動車を一たん停車をさせていくことが非常に自動車の運行上にかえって混雑を来たしておるといふような実情を話して、そうしてとりあえず専用線に限定をして、しかも回数のみわめて少ない専用線、それでも自動車の相当数が通過するといふようなところの踏切には、信号をつけたらどうかという質問を実はしておるのですかね。

それでは、それについては、交通対策本部長である藤枝総務長官も、さつそくやりますと言っておるのですが、それは、まだ議題になりませんか。  
○政府委員(國友弘康君) まだ議題にいたしておりませんが、この問題に關しましては、当然この次の委員会等において取り上げてもらうように、交通対策本部の方にも連絡いたしたいと思ひます。

○小酒井義男 私は、いろいろ規制をやる必要のあることは、規制をやつていくと同時に、混雑緩和になるような問題があれば、それは、やはりできるだけ早い時期に、私が発言しているような内容のものが適当か不適当かというところは、これはいろいろ検討していただいた結果でなければならぬのですが、そうすることが必要だ、適当であるといふようなことになれば、これ

は一日も早く、そういう点もやつていくということにならぬと、規制だけが先行するよきな気がしますので、一つそれを議題にするように、運輸省の方としても推進してもらいたいと思ひます。

○政府委員(國友弘康君) その通りでございます。それと、警察庁長官もきょう来ておられますので、これは警察庁の方の信号の關係もございまして、十分打ち合わせまして、交通対策本部の方へも、取り上げてもらうように、早急に連絡をいたしたいと思ひます。  
○大倉精一君 今に關連して、新道交法に關連して、せつかくの機会ですからお尋ねするのですが、新道交法でできて、悪質事故が非常にふえたというところを聞いておるのですが、そういう事態について、もし把握しておりましたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(西垣秀正君) 悪質の事故が特にふえておるという状況は出ておらないようでございます。一応新聞などに、ちよつと出ましまして、そういう状況が、ちよつと誤解を受けたようなこともあつたようでございますが、引き逃げ事故なども、調べてみましたところ、ふえておりません。

○大倉精一君 今小酒井委員から、規制というところは、交通規制だけが先行する、取り締まりが先行するといふ弊害を指摘されましたけれども、今別に、そういうものはふえてないという御認識らしいのですが、これはちよつと私違ふと思ひます。これはよくお調べ願ひたいと思ひます。  
私、タクシに乗つたり、いろいろなたがに、運転手から聞き、あるいは

その他事実あつたことも聞いておるのですけれども、早い話が、罰則が非常に強い、罰則が非常にきつ、いから、ともかく事故を起こしたら逃げるに限る、そういう思想が、今ずっと蔓延している、これは事実です。ですから、引き逃げといふのが非常に多くなつておる。こういう弊害はありませんか、現状は。

○説明員(西垣秀正君) そういう事実はないようです。  
○大倉精一君 これは、私はある、あるたは、ないと言ひます。  
○説明員(西垣秀正君) 私が申し上げたのは、引き逃げ事故のよきなものはふえておらないといふことでございます。今のよきなお説の、罰則が非常に強くなつたからといふよきな、そういう傾向は、あるいはあるかもしれませんけれども、少なくとも引き逃げ事故はふえておらないといふことを申し上げたわけでございます。

○大倉精一君 これは私も、今データを持つておりませんが、水かけ論になりますから、これ以上言いませんが、これは、そういう傾向があるといふことは重大な問題だと思ひます。たとえ今、そういう事実が少なくとしても、そういう潜在的なものがあつたら、たとえば新道交法ができた当時は、非常に慎重に運転して、事故も減つたやうです。しかし、最近、警察庁の看板を見ますと、死亡は五人、六人、負傷は百何十人という数になりまして、しかも、これが非常に悪質な傾向がふえてきた。これは私は、見逃すことのできない一つの動向だと思ひます。ですから、思想的に取り締まりを厳重にすれば、こういうものは緩和さ

れると、こういう思想は非常に危険です。私は、新道交法のときに強調したのですが、不幸にして、そういう実態が出てきておるよきな気がいたしませんか。  
ですから、どうぞ警察庁の方でも、そういう現象なり、傾向なり、動向なりについて、慎重に一つ調査を願ひたい。もしそういうものがあるとするれば、これに対する対策も考えてもらわないと、ますます安心して町が歩けないといふことになる。町を走る凶悪なる凶器になると、これは、大へんなことになると思ひます。特に、これは御調査願ひ、何かの機会に、また報告をしてもらいたたいと思ひますから、そのときまでに、十分御調査願ひ、対策を検討してもらいたたいと思ひます。  
○説明員(西垣秀正君) 承知いたしました。よく調査いたします。  
○大和与一君 局長に尋ねますが、そういう交通対策本部といふものがあつたら、その下部機関といふものが、東京部なり大阪府なり、そういうものがあつたら、一体あるのかないか。これがなければ、案外連絡がうまくいかない場合があるのじゃないか。そうすると、あなたとしては、本部の対策委員として、とりあえず東京都の交通対策本部といふものが、系統的なその下部機関、これを設ける意思があまりにないか。どうか。私は、それをやれば、あなた方が連絡その他いいのじゃないか。さつき言つたよきな質問があつても、それを取り上げてないといふときは、どこからいふかといふときも、アウト・サイダーからいふのだから、それはいついふかわからぬ。あなた一人が道義心を感じて負担を重くしないので

いのかから、今言つたよきなことがあるのかないか。なければ、それを設けるといふことを、あなたが提案をされてもいいと思ひます。けれども、それは、どう考えますか。

○政府委員(國友弘康君) 交通対策本部の下部機関のごときは、現在存在しておりません。従ひまして、地方的な連絡といふものは、随時連絡をしていくという状況になっておりますが、これは私としても、そういう連絡機関が必要だと思ひますので、交通対策本部の方へも、よく相談をいたします。あるいは交通対策本部の下部機関としてでなくとも、警視庁が中心になるとか、あるいは陸運局が中心になるとか、そういう連絡機関をもつということも必要ではないかと思ひますので、そういう方面のことを、よく関係官庁と協議をして検討いたしたいと思ひます。

○委員長(三木與吉郎君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(三木與吉郎君) 速記を始め下さい。  
本日は、これにて散会いたします。  
午後二時五十六分散会

四月十四日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、国鉄城東、阪和両貨物線の電化、客車運行等に関する請願(第一五七五号)(第一五九一号)(第一六二五号)  
一、国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願(第一六一三三号)(第一六一四号)(第一六一五号)(第一

<p>一六六号(第一六一七号)(第一六一八号)(第一六二九号)(第一六四〇号)(第一六六六号)(第一六六七号)(第一六六八号)(第一六七一〇号)(第一七一三三号)(第一七一四二号)(第一七一五五号)(第一七一六六号)(第一七一七五号)(第一七一七八号)(第一七一九号)(第一七二〇号)(第一七二二一号)</p>	<p>一、国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願(第一六四一号)(第一六四六号)(第一六六九号)(第一六七〇号)(第一六七一号)(第一六七二号)(第一六七三号)(第一六七四号)(第一六七五号)(第一六七六号)(第一六七七号)(第一六七八号)(第一六七九号)(第一六八〇号)(第一六八一号)(第一六九七号)(第一六九八号)(第一六九九号)(第一七〇〇号)(第一七〇一号)(第一七〇二号)(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)(第一七〇六号)(第一七〇七号)(第一七〇八号)(第一七〇九号)(第一七一〇号)(第一七一一号)</p>	<p>請願者 大阪府布施市長 鈴木 義伸 紹介議員 亀田 得治君 国鉄城東貨物線(吹田操車場、龍華操車場)及び阪和貨物線(龍華操車場、阪和線杉木町駅)は、東大阪地区の中央部に南北に貫通していなから貨物輸送のみに利用されていることはまことに遺憾であるから、この施設を活用して沿線の住民の福利増進、産業経済の発展に寄与するよう、(一)国鉄城東貨物線(阪和貨物線を含む)を複線電化し、客車運行すること、(二)本線を国鉄新幹線新大阪駅に結合すること、(三)本線を大阪府市の各埋立臨海工業地域に延長すること、等の実現を期せられたいとの請願。</p>	<p>請願者 大分市大字牧二 佐藤 孝一 外九千六百二十三名 紹介議員 永岡 光治君 国鉄運賃、郵便、電気、医療費など公共料金の値上げは、その他の諸物価の値上げをさそい、そのため家計は二割もの支出増となることは必至であるから、公共料金の値上げには反対であるとの請願</p>	<p>請願者 大分市大字牧二 佐藤 孝一 外九千六百二十三名 紹介議員 佐多 忠彦君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>
<p>一、国鉄運賃値上げ反対に関する請願(第一六四二号)(第一六六五号)(第一七二二二号)</p>	<p>一、国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(第一六四三号)</p>	<p>請願者 大阪府河内市長 西尾 九一 紹介議員 江藤 智君 この請願の趣旨は、第一五七五号と同じである。</p>	<p>請願者 福岡県小倉市城野新成町二丁目 宮路千恵子 外一万五千八百六十五名 紹介議員 吉田 法晴君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>	<p>請願者 静岡県富士市松岡一、七五六 影山ミツ子 外一万千八百四十三名 紹介議員 清澤 俊英君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>
<p>一、国鉄運賃値上げ反対に関する請願(第一六四二号)(第一六六五号)(第一七二二二号)</p>	<p>一、国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(第一六四三号)</p>	<p>請願者 千葉県印旛郡八街町朝日四七二 師岡榮春 外一万二千七百六十五名 紹介議員 野上 元君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>	<p>請願者 兵庫県姫路市花田町小川 有本馨 外一万三千五百七十名 紹介議員 鈴木 強君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>	<p>請願者 大阪府北区黒崎町六〇 北山茂 外一万名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>
<p>一、国鉄運賃値上げ反対に関する請願(第一六四二号)(第一六六五号)(第一七二二二号)</p>	<p>一、国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(第一六四三号)</p>	<p>請願者 大阪府北区黒崎町六〇 北山茂 外一万名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>	<p>請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>	<p>請願者 新潟県高田市南城町一ノ七 小林光治 外一万四千九百四十二名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。</p>

一、国鉄運賃値上げ反対に関する請願(第一六四二号)(第一六六五号)(第一七二二二号)

一、国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(第一六四三号)

一、国鉄運賃値上げ反対に関する請願(第一六四二号)(第一六六五号)(第一七二二二号)

一、国鉄運賃値上げ反対等に関する請願(第一六四三号)



第一七二二号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町 赤羽 加藤ツユ子外 万三千名  
紹介議員 占部 秀男君  
この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。

第一七一三三号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 宮城県石巻市仲町四七 久松正夫外二万一千二百二十八名  
紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七一四四号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 福島県喜多方市諏訪二〇〇 佐藤善彦外二万名  
紹介議員 横川 正市君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七一五五号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 秋田県山本郡藤里村一ノ波り 佐藤重治郎外 六千七百三十九名  
紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七一六六号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 秋田県鹿角郡花輪町舟揚町 戸館国太郎外一万名  
紹介議員 安田 敏雄君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七一七七号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 新潟県白根市上下諏訪ノ木 丸山チエ子外一万二千九百九十九名  
紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七一八八号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 佐賀県島橋市酒井東町 西山藤吉外四千七百七十四名  
紹介議員 藤田藤太郎君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七一九九号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 長野県南佐久郡佐久町

中尾 保坂よし外九千九百三十一名  
紹介議員 森 元治郎君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七二〇〇号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願(二通)

請願者 福島県田村郡三春町字北町一二五 佐藤末治 外二万二千九百八十八名  
紹介議員 吉田 法晴君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一七二二二号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対に関する請願

請願者 愛知県常滑市古場廻筒 牧野俊昭外三千二百二十三名  
紹介議員 小笠原二三男君  
この請願の趣旨は、第一六一三三号と同じである。

第一六四一〇号 昭和三十六年四月三日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺七ノ九〇六 高橋貞子外 六百六十七名  
紹介議員 岩間 正男君  
昨年来諸物価の値上がりははなはだしく、国民の生活を著しく圧迫しているが、特に国鉄、郵便、電力等の各種公共料金の値上げ計画は、国民の生活不安を増大させているから、これらの動きを抑制し、国民の生活を守るため、(一)国鉄を中心とする運賃、郵便料金

の値上げを絶対抑制すること、(二)九州電力をはじめとする電気料金の値上げを絶対抑制するとともに、電気、ガス消費税を撤廃すること、(三)独占禁止法の強化等消費者保護立法の強化を行なうこと、(四)その他諸物価の値上げを抑制すること、等適切な措置を講ぜられたいとの請願。

安を増大させているから、これらの動きを抑制し、国民の生活を守るため、(一)国鉄を中心とする運賃、郵便料金の値上げを絶対抑制すること、(二)九州電力をはじめとする電気料金の値上げを絶対抑制するとともに、電気、ガス消費税を撤廃すること、(三)独占禁止法の強化等消費者保護立法の強化を行なうこと、(四)その他諸物価の値上げを抑制すること、等適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一六四六六号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見町一、一八一 横浜生活協同組合長 林知義外百八十五名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一六四一〇号と同じである。

第一六六九号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市常盤町一八一 伊熊武夫外五千六百一十一名  
紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一六四一〇号と同じである。

第一六七〇号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 京都市左京区北白川東

平井町二 亀田雅也外 七千四百九十一名  
紹介議員 光村 甚助君  
この請願の趣旨は、第一六四一〇号と同じである。

第一六七二二号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 滋賀県大津市石山島居 川松原四区 神野貞美 外三千九百七十二名  
紹介議員 森 元治郎君  
この請願の趣旨は、第一六四一〇号と同じである。

第一六七三三号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 宮崎市吉村町浮之城 黒木正巳外二千七百七十三名  
紹介議員 千葉千代世君  
この請願の趣旨は、第一六四一〇号と同じである。

第一六七三三号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 長野県岡谷市下浜三、八三五 滝沢昌衛外七千四百七十七名  
紹介議員 椿 繁夫君  
この請願の趣旨は、第一六四一〇号と同じである。

第一六七四四号 昭和三十六年四月四日受理

この請願の趣旨は、第一六四一〇号と同じである。

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町油井 栗原 丹治 林外五 千五百二十名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六七五号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 大分県津久見市日代 中西清子 外二万一千二十名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六七六号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 熊本市大江町青葉一町内 藤本チヂユ 外八千九百五十二名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六七七号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 長野県大町市大町七、〇〇九 望月茂子 外三百七十四名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六七八号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 新潟県長岡市高島町 矢尾板三郎 外五千九百二十二名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六七九号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県八幡市上本町二丁目 古城明夫 外八千五百九十名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六九七号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 横浜市金沢区釜利谷町 四四四 斎木富士子 外六百名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六九八号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 横浜市中区上野町四ノ一四四 上条昌弥 外三百六名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六九〇号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町阿 恵 大山一郎 外一千二百七十七名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六八一号 昭和三十六年四月四日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺石津東 四、三七八 南口小次郎 外五千七百四十九名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六九七号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県若松市大池町 藤江豊外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇一号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県若松市修多羅 阿部富外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一六九九号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区川島 町二、三三〇 今泉寅吉 外七百二十名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇〇号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県若松市大池町 藤江豊外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇一号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県若松市修多羅 阿部富外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇二号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡相川町山ノ神 川崎竜造 外九千

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇三号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町新 二瀬一七 北御門吉三 外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇四号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 福岡県田川市西区位登 平和坑 竹下常雄 外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇五号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 広島市皆実町三丁目 近賀達市 外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇六号 昭和三十六年四月五日受理  
国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡相川町山ノ神 川崎竜造 外九千

請願者 福岡県飯塚市餘田新町

藤井駒之進外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇七号 昭和三十六年四月五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に關する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町

西弥生町 御子柴きのえ外五千五百九十七名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇八号 昭和三十六年四月五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に關する請願

請願者 福岡県戸畑市沢見通り

二丁目 湯原菊松外五千名

この請願の趣旨は、第一六四一号と同じである。

第一七〇九号 昭和三十六年四月五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に關する請願

請願者 福岡県嘉穂郡桂川町豆田

大野澄子外九千五百六十名

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十六年四月五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に關する請願

請願者 福岡県嘉穂郡桂川町豆田

大野澄子外九千五百六十名

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十六年四月五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に關する請願

請願者 福岡市三宅本町 會原

アキ外七千二百名

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十六年四月五日受理

国鉄運賃等公共料金値上げ反対等に關する請願

請願者 福岡県戸畑市中原仙水町

渡辺俊幸外二千五百三十名

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一六四二号 昭和三十六年四月三日受理

国鉄運賃値上げ反対に關する請願

請願者 神奈川縣藤沢市川名二

六八 山田茂外七百三十八名

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一六四二号 昭和三十六年四月三日受理

国鉄運賃の値上げは、諸物価値上がり

の原因となり、国民生活をますます苦し

くするものであるから反対である。

政府、当局がいまままでのやり方をあら

ためれば、運賃値上げをしなくても快

適で楽な旅行ができる国鉄にすることが

可能であるから、従来の政策を変更

して、(一)国の政策に基づいて毎年新

線建設をしているが、この建設費は政

府で出資すること、(二)これまで建設

資金として政府から借り入れた利子負

担は当然免除すること、(三)通勤、通

学の割引分や赤字線区の赤字分は国で

補償すること等の実現を願われないと

の請願。

第一六六五号 昭和三十六年四月四

日受理

国鉄運賃値上げ反対に關する請願

請願者 山形市平清水松山一、

三六〇 鏡保徳外九千四百五十八名

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七二二号 昭和三十六年四月五日受理

国鉄運賃値上げ反対に關する請願

請願者 広島県豊田郡安浦町

深井芳樹外二千二百二十四名

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一六四三号 昭和三十六年四月三日受理

国鉄運賃値上げ反対等に關する請願

請願者 東京都杉並区上荻窪二

ノ一二一 柴田幸子外三百二十四名

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一六四三号 昭和三十六年四月三日受理

国鉄運賃の値上げは、たちまち通勤に

旅行にそして生活物資にはね返り、や

がては私鉄運賃や電気料金の値上げと

なつて国民生活をいつそ苦しめるこ

とは明らかである。このような独占物

価の引上げの犠牲のすべては国民が受

けるものとなるのであつて、国民生活

の安定と向上をはかる政府の取るべき

政策ではないと確信するから、国鉄経

営を真に国民のものとするため、(一)

国鉄運賃の値上げは絶対にとめない

こと、(二)国民のための輸送を優先に

確保するため独立採算制をやめるこ

と、(三)新路線の建設、赤字路線の費

用は国が補償すること、(四)通勤、通

学定期割引分は国が補償すること、

(五)国鉄に対する建設などの借入金

の利子は国が支払うこと、(六)国鉄労働

者の十万人首切りはじめ、国民と労働

者に犠牲を強要する合理化をただちに

やめること等の実現するよう善処せら

れたいとの請願。

第一六四八号 昭和三十六年四月四

日受理

国鉄運賃値上げ反対に關する請願

請願者 宮崎県都城市長 蒲生

昌作外一名

この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一六四八号 昭和三十六年四月四

国鉄運賃の値上げは、たちまち通勤に

旅行にそして生活物資にはね返り、や

がては私鉄運賃や電気料金の値上げと

なつて国民生活をいつそ苦しめるこ

とは明らかである。このような独占物

価の引上げの犠牲のすべては国民が受

けるものとなるのであつて、国民生活

の安定と向上をはかる政府の取るべき

政策ではないと確信するから、国鉄経

営を真に国民のものとするため、(一)

国鉄運賃の値上げは絶対にとめない

こと、(二)国民のための輸送を優先に

確保するため独立採算制をやめるこ

と、(三)新路線の建設、赤字路線の費

用は国が補償すること、(四)通勤、通

学定期割引分は国が補償すること、

(五)国鉄に対する建設などの借入金

の利子は国が支払うこと、(六)国鉄労働

者の十万人首切りはじめ、国民と労働

昭和三十六年四月二十一日印刷

昭和三十六年四月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局